

証券業務／時価情報

Sendai Bank

公共債引受額

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
国債	—	—
地方債・政府保証債	450	350
合計	450	350

公共債ディーリング実績

1. 商品有価証券売買高

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
商品国債	86	23
商品地方債	7	—
商品政府保証債	—	—
合計	93	23

2. 商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
商品国債	0	0
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	0	0

公共債及び証券投資信託窓販実績

(単位：百万円)

	2018年9月期	2019年9月期
国債	13	30
地方債・政府保証債	278	170
合計	291	200
投資信託	1,860	2,074

有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2018年9月30日			2019年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	160	160	0	40	40	0
	その他	5,000	5,265	265	5,000	5,109	109
	小計	5,160	5,425	265	5,040	5,149	109
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,473	1,456	△ 16	1,506	1,486	△ 19
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,473	1,456	△ 16	1,506	1,486	△ 19
合計	6,633	6,882	248	6,546	6,636	89	

2. 子会社株式及び関連会社株式

[2018年9月30日・2019年9月30日] 該当ございません。

時価情報

Sendai Bank

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2018年9月30日			2019年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,249	3,782	2,467	2,103	1,191	912
	債券	181,171	179,100	2,070	186,981	185,478	1,502
	国債	53,336	52,453	882	43,694	42,972	721
	地方債	50,153	49,703	450	57,311	57,050	261
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	77,681	76,943	738	85,975	85,455	519
	その他	26,429	25,009	1,420	12,019	11,285	734
小計	213,850	207,892	5,958	201,105	197,955	3,149	
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,323	1,459	△ 136	698	807	△ 108
	債券	49,216	49,282	△ 66	11,509	11,511	△ 1
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	23,395	23,413	△ 18	7,669	7,670	△ 0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	25,821	25,869	△ 48	3,839	3,841	△ 1
	その他	23,677	25,038	△ 1,360	26,757	28,571	△ 1,813
小計	74,217	75,780	△ 1,563	38,965	40,889	△ 1,923	
合計	288,067	283,673	4,394	240,071	238,845	1,225	

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を2018年9月期及び2019年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

2018年9月期における減損処理額はございません。

2019年9月期における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先…………… 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先……… 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先……… 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先…………… 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先…………… 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

[2018年9月期・2019年9月期] 該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

[2018年9月期・2019年9月期] 該当ございません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年9月30日	2019年9月30日
評価差額	4,394	1,225
その他有価証券	4,394	1,225
(+) 繰延税金資産 (又は (△) 繰延税金負債)	△ 1,141	△ 351
その他有価証券評価差額金	3,252	874